

受付期間は2月17日～3月17日 確定申告は期間内にお済ませください

■問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

平成25年分の確定申告の受付期間は、2月17日から3月17日です。申告書はご自分で作成して、早めの提出と納税をお願いします。受付会場や時間は次のとおりです。

多久市役所 大会議室（東）

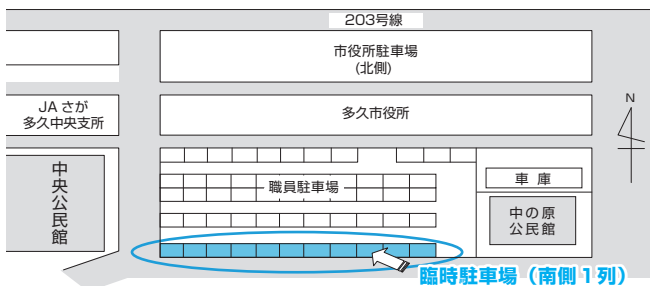
期 間 2月17日(月)～3月17日(月)
(土・日曜日は休みです。ただし、2月23日と
3月2日の日曜日は受け付けします)

受付時間 8時30分～16時

会場直通電話 ☎75-2013

■問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

●申告来場者専用臨時駐車場のご案内



佐賀税務署（佐賀第二合同庁舎）

期 間 2月17日(月)～3月17日(月)
(土・日曜日は休みです。ただし、2月23日と
3月2日の日曜日は受け付けします)

受付時間 9時～16時

※還付申告は、1月から佐賀税務署で受け付けています。また、申告相談会場は2月7日(金)から開設しています。

■問い合わせ 佐賀税務署 ☎32-7511

所得税・贈与税の申告と
納税は3月17日(月)まで

個人事業者消費税の申告と
納税は4月1日(火)まで

◎復興特別所得税の創設

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、復興施策に必要な財源を確保するための特別措置として、平成25年分から平成49年分までの間、所得税額の2.1%の相当額をご負担いただく復興特別所得税が創設されました。

■復興特別所得税の計算

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times \text{税率} (2.1\%)$$

※基準所得税額とは、個人にかかる全ての所得に関する所得税額です。給与所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受けた給与等から復興特別所得税が源泉徴収されています。

【個人住民税（市・県民税）の均等割税額が引き上げになります】

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から平成35年度までの個人市民税および個人県民税の均等割税額がそれぞれ500円ずつ引き上げられます。

	現行（平成25年度まで）	平成26年度から平成35年度まで
県民税	1,500円	2,000円
市民税	3,000円	3,500円
合計	4,500円	5,500円

※県民税には佐賀県森林環境税500円が含まれています。（平成29年度まで）

◎給与所得控除の上限を設定

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除について、245万円の上限が設けられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額（平成25年度まで）	給与所得控除額（平成26年度から）
1,500万円超	給与等の収入金額 × 5% + 170万円	245万円

※1,500万円を超えない場合は現行どおりの控除額となります。